

# 非常時における 児童の受入・対応について

- ① 暴風警報の対応について
- ② 伝染性疾患の対応について
- ③ 東海地震の対応について
- ④ 津波警報の対応について

※ 必要に応じて保護者に児童の迎えを要請します。ご理解とご協力をお願いします。

新川児童クラブ	Tel46-1905
中央児童クラブ	Tel46-3184
西端児童クラブ	Tel46-3264
棚尾児童クラブ	Tel46-5131

鷲塚児童クラブ	Tel46-6010
大浜児童クラブ	Tel46-6362
日進児童クラブ	Tel46-1262

## ① 暴風警報の対応について

**「暴風警報」が愛知県、又は愛知県西部、又は愛知県知多・西三河南部に発表された時の対応について**

### (1) 学校教育活動中に「暴風警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

### (2) 学校の休業日(長期休業日、土曜日、代休日)に「暴風警報」が発表された場合

- ① 開所時刻 2 時間前までに警報が解除された場合は、平常通りの受け入れを行います。
- ② 開所時刻 2 時間前より午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除後 2 時間を経ってから、当日の受け入れを始めます。
- ③ 午前 11 時の時点で警報が解除されない場合は、「臨時休所」となります。

### (3) 児童クラブ活動中に「暴風警報」が発表された場合

- ① 活動を中止し、保護者に連絡します。直ちに迎えに来てください。
- ② 児童一人での帰宅は、安全に帰宅できると認めた場合は、速やかに帰宅させます。帰宅が困難と認めた場合は、保護者に連絡します。直ちに迎えに来てください。

付記 「大雨・洪水警報」「大雪警報」のみの発表だけでは、上記の措置はとられません。

## ② 伝染性疾患の対応について

インフルエンザなどの伝染性疾患の流行により、学校で下記の対応が決定された場合、児童クラブでは受け入れを行いません。施設内感染防止のためご理解とご協力をお願いします。

### (1) 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

### (2) 臨時早退が決定された場合

該当児童の受け入れは行いません。

付記 該当児童とは、対象となる学校、学年、学級のすべての児童をいいます。

### ③ 東海地震の対応について

#### (1) 学校教育活動中に「東海地震注意情報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

#### (2) 児童クラブ活動中に「東海地震注意情報」が発表された場合

活動を中止し、速やかに保護者に引き渡します。直ちに迎えに来てください。

#### (3) 児童クラブと家との往復中に「東海地震注意情報」が発表された場合

速やかに帰宅させるようにします。各家庭で安全策をとってください。

#### (4) 在宅時に「東海地震注意情報」が発表された場合

各家庭で安全策をとってください。

付記 「東海地震注意情報」が発表された時点より、「臨時休所」となります。再開の連絡があるまでは、通所させないでください。

## ④ 津波警報の対応について

### (1) 学校教育活動中に「津波警報」が発表された場合

児童クラブは「臨時休所」となります。

### (2) 児童クラブ活動中に「津波警報」が発表された場合

活動を中止し、学校の最上階に避難します。(大浜は小学校の屋上)  
保護者の方は直ちに学校へ迎えに来てください。

安全のため、お迎えにみえた保護者の方も小学校にて待機していただき、津波が収まるのをまっています。

### (3) 児童クラブと家との往復中に「津波警報」が発表された場合

速やかに帰宅させるようにします。各家庭で安全策をとってください。

### (4) 在宅時に「津波警報」が発表された場合

各家庭で安全策をとってください。

付記 「津波警報」が発表された時点より、「臨時休所」となります。再開の連絡があるまでは、通所させないでください。